

# 令和4年4月から老齢年金の繰下げ受給の上限年齢が75歳に引き上げられました

老齢年金を66歳以後に受給開始（繰下げ受給）する場合、年金額は65歳から繰り下げた月数によって増額（1月あたり0.7%増額）します。高齢期の就労の拡大等を踏まえ、年金受給権者が自身の就労状況等に合わせた年金受給の開始時期を選択できるようにすることを目的として、**令和4年4月から繰下げの上限年齢が70歳から75歳に引き上げられ、年金の受給開始時期を75歳まで自由に選択できるようになりました。**

対象となる方は令和4年3月31日時点で、次の①②のいずれかに該当する方です。

- ① 70歳未満の方  
**（昭和27年4月2日以降生まれの方）**
- ② 老齢年金の受給権を取得した日から起算して5年を経過していない方  
（受給権発生日が平成29年4月1日以降の方）

※上記の①②のいずれにも該当しない方は、令和4年3月までと同様に繰下げの上限年齢は70歳です。

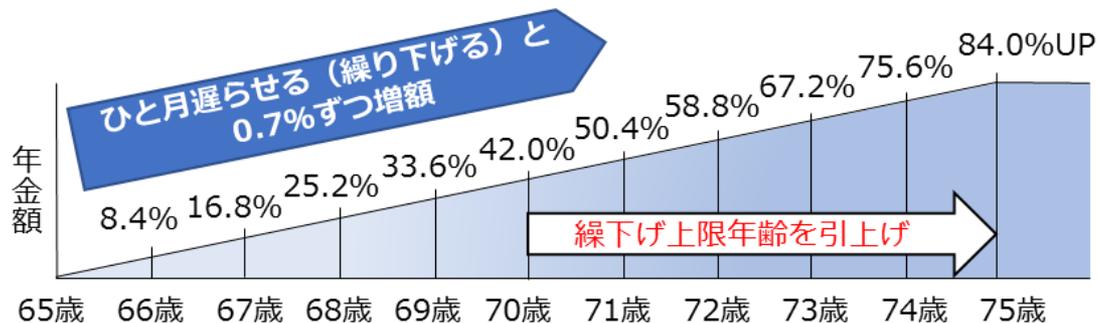
## 改正前

繰下げの上限年齢：70歳  
増額率上限：42%（60月）

## 改正後

繰下げの上限年齢：75歳  
増額率上限：84%（120月）  
対象者：**昭和27年4月2日以降生まれの方**  
**受給権発生日が平成29年4月1日以降の方**

＜繰下げ受給による年金額の増額イメージ＞



【例：年金額が180万円の方が、75歳まで繰り下げした場合】

